

令和 2 年 1 月 30 日
震災伝承ネットワーク協議会事務局

「震災伝承施設」への追加登録施設が決定しました ～登録総数 224 件に～

「震災伝承施設」の登録制度は平成 30 年度に開始され、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会^{※1}が登録を行っております。

本日、震災伝承ネットワーク協議会が開催され、「震災伝承施設」への追加登録施設が決定されました。今回の決定により、登録総数は 192 件（H31. 3. 28 初回登録時点）から 224 件^{※2}になりました。

「震災伝承施設」については、引き続き募集中ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

※1 震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

※2 追加件数内訳（R1. 7. 1 登録済み 5 件、R1. 9. 1 登録済み 3 件、R2. 1. 30 登録 24 件）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/facility/>

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/youkou/>

<添付資料>

別紙 1 「震災伝承施設」追加登録一覧

別紙 2 震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部)

震災対策調整官

おおもり ゆういち

大森 祐一 (内線3118)

企画課 建設専門官

まつもと あきら

松本 章 (内線3153)

代表電話：022-225-2171 FAX：022-221-9890

「震災伝承施設」追加登録一覧

別紙1

令和2年1月30日時点

青森県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	青森 第3-001号	八戸市みなと体験学習館	館鼻公園内 (青森県八戸市大字湊町字館鼻67番地7)	R1.7.1登録済
第1分類				
	青森 第1-002号	五戸川震災復興メモリアル看板	青森県八戸市市川町堂ノ下地先	

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	岩手 第3-015号	東日本大震災津波伝承館(愛称:いわてTSUNAMIメモリアル)	岩手県陸前高田市気仙町土手影180番地	R1.9.1登録済
	岩手 第3-016号	高田松原国営追悼・祈念施設	岩手県陸前高田市気仙町土手影地内	R1.9.1登録済
第2分類				
	岩手 第2-008号	茶茶丸パーク時計塔	夢海公園内 (岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前地内)	R1.7.1登録済
	岩手 第2-009号	夢海公園	岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前103-3外37筆	R1.7.1登録済
	岩手 第2-010号	ど根性ボプラ(大船渡市浦浜地区緑地広場)	岩手県大船渡市三陸町越喜来字杉下24番地	
	岩手 第2-011号	津波警報塔	加茂神社境内 (岩手県大船渡市大船渡町字笹崎地内)	
	岩手 第2-012号	震災伝承看板 「子どもたちの命を救った避難階段(国道45号)」	浜の駅おもと愛土館 (岩手県下閉伊郡岩泉町小本字小本6番地25)	
	岩手 第2-013号	震災伝承看板 「海上からの緊急支援物資輸送ルートを啓く(宮古港)」	道の駅 みなどオアシスマヤこ(シートピアなあと) (岩手県宮古市臨港通1-20)	
	岩手 第2-014号	震災伝承看板 「子どもたちの命を救った道(三陸沿岸道路 釜石山田道路)」	釜石鶴住居復興スタジアム (岩手県釜石市鶴住居第18地割5-1)	
	岩手 第2-015号	震災伝承看板 「救援ルートを切り啓いた「くしの歯作戦」(釜石市)」	釜石駅前広場 (岩手県釜石市鈴子町22)	

宮城県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	宮城 第3-014号	名取市震災メモリアル公園	宮城県名取市関上字五丁目142 他	R1.7.1登録済
	宮城 第3-015号	塩竈市津波防災センター	宮城県塩竈市港町一丁目4番1号	
	宮城 第3-016号	石田沢防災センター	宮城県宮城郡松島町松島石田沢12-2	
	宮城 第3-017号	NHK仙台拠点放送局	宮城県仙台市青葉区本町2-20-1	
第2分類				
	宮城 第2-017号	塩竈市東日本大震災モニュメント	宮城県塩竈市海岸通196番4号	
	宮城 第2-018号	高橋邸倉庫	宮城県石巻市鹿又字新田町浦69	
	宮城 第2-019号	石巻市牡鹿地区慰霊碑及びモニュメント	牡鹿地区慰霊公園内 (宮城県石巻市大原浜字町44)	
	宮城 第2-020号	石巻市雄勝地区慰霊碑及びモニュメント	雄勝地区慰霊公園内 (宮城県石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑2-4)	
	宮城 第2-021号	震災遺構 仙台市荒浜地区住宅基礎	宮城県仙台市若林区荒浜字中丁25 他	
	宮城 第2-022号	震災伝承看板 「仙台東部道路による津波被害低減を教訓とした総合的な津波対策」	海岸公園冒険広場 (宮城県仙台市若林区井土字開発139-1)	
第1分類				
	宮城 第1-072号	昭和8年3月3日 大震嘯記念碑	宮城県石巻市鮎川浜金華山5	

福島県	施設番号	名称	所在地	備考
第3分類				
	福島 第3-005号	福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」	福島県田村郡三春町深作10番2号	R1.9.1登録済
	福島 第3-006号	城山公園	福島県白河市郭内1外	
	福島 第3-007号	みんなの交流館 ならはCANvas	福島県双葉郡楳葉町大字北田字中満260番地	
第2分類				
	福島 第2-013号	埴浜地区防災緑地	福島県相馬郡新地町大字埴木崎外	R1.7.1登録済
	福島 第2-014号	復興フラッグ広場	釣師防災緑地公園 (福島県相馬郡新地町谷地小屋字釣師)	
	福島 第2-015号	震災伝承看板 「津波被害からいち早く再開した地域振興の拠点(道の駅よつくら港)」	道の駅よつくら港 (福島県いわき市四倉町五丁目218の1)	
	福島 第2-016号	震災伝承看板 「広域支援・物資輸送を行った救難救助の拠点(福島空港・あぶくま高原道路)」	福島空港 (福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21)	
	福島 第2-017号	震災伝承看板 「津波被害から地域を守った「相馬バイパス」	相馬光陽パークゴルフ場 (福島県相馬市光陽四丁目2-5)	
	福島 第2-018号	津波防災対策ビューポイント「みるーる天神」	福島県双葉郡楳葉町大字北田字上ノ原 地内	

震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。
- 語り部等の活動について、震災伝承施設と一体となって実施している場合は把握するが、語り部活動のみの場合は、別途、伝承活動として収集を行うため対象外とする。

募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- (1) 継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- (2) 展示内容の多言語化、ビデオ映像上映の有無
- (3) 展示物や展示内容に対する説明者や案内人の有無
- (4) 語り部活動(人数)と連携の有無
- (5) 駐車スペース(大型、小型毎の駐車台数)
- (6) トイレや休憩スペースの有無
- (7) その他(上記以外の特筆すべき要件)

募集した施設の種類

第1分類

第2分類

第3分類

震災伝承施設の募集と分類について

＜「震災伝承施設」の分類の考え方＞

分類	施設の特徴		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

＜「震災伝承施設」の特性＞

施設の特徴	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)に該当
訪問しやすさ	施設等の状況の(5)に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況にある(2)(3)(4)に該当する震災展示に関する案内員や語り部活動、展示内容の多言語対応や映像上映による展示を有するもの

＜「震災伝承施設」に関する取組＞

		分類		
		1	2	3
①	震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
②	震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロードを形成する施設として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
③	震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④	震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤	「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥	「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○